

村内一斉大清掃 のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

各地区ごとに区長さんの指導のもと、道路や公園などに散乱するゴミの収集にご協力ください。

●日時

4月17日(日)

午前7時30分～

※清掃終了は、各地区の区長さんの指導によります。

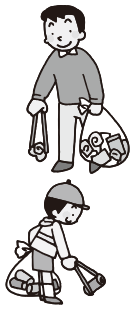
●お願い

拾ったゴミは、お手数ですが家庭ゴミと同様に分別してください。

個人の粗大ゴミは、別に許可をとって搬入してください。方法は、すこやかカレンダーにご案内しておりますが、ご不明な点は、お問合せください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課



狂犬病予防注射 のお知らせ

本村では狂犬病予防のため、犬の集合注射を実施します。

生後91日以上が経過した犬を飼っている方は、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

●日時

4月25日(月)雨天でも実施

午後1時30分～3時

警報が出ている場合は中止します。

実施の有無は、保健福祉課までお問合せください。

※予備日はありません。

●場所

すこやかセンター北側駐車場

●料金

注射のみ：3、400円

(含注射済票)

新規登録：3、000円

が別途必要

●持ち物

愛犬手帳・通知ハガキ(ハガキの問診票に必ず記入してください)

●その他

ご都合の悪い方は、個別に獣医院で接種させていただきます。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

子ども読書の日記念 としょかんまつり

わくわくどきどきおはなし会

4月16日(土)

子ども読書の日(4月23日)の記念事業として「としょかんまつり」を開催します。

みなさんお越しください。

《午前の部》

●おりがみ教室

午前9時30分～10時30分

場所 児童コーナー

●としょかんおじさんのおはなし

午前10時30分～11時

絵本の読み聞かせ・紙芝居・パネルシアター・手あそび

場所 おはなし広場

●おはなし ぶくぶく

午前11時～11時30分

人形劇「あかずきんちゃん」

場所 保健指導室

《午後の部》

●おりがみ教室

午後1時～2時

場所 児童コーナー

●コアラのおはなし

午後2時～2時30分

絵本の読み聞かせ・手あそび

場所 おはなし広場

●問合せ先

すこやかセンター内図書館

個人番号カードを 申請された皆さまへ

交付通知書(はがき)が届いたら、次の流れで個人番号カードを受け取ってください。

①個人番号カードの受取日時の電話予約

●電話予約受付時間

月曜～金曜

午前8時30分～午後5時15分

●受取時間

月曜～金曜

午前9時～午後4時

②個人番号カードの受取

申請されたご本人が、予約した日時に住民課窓口へお越しください。(持ち物は、はがきに記載されています。)

●休日の個人番号カード受取について

平成28年4月から平日に加え、次の休日を開庁してカードの交付をします。

休日開庁日 第4日曜

午前9時～午後4時

※事前に電話予約をいただいた方のみ交付します。2日前までに予約が無い場合は、開庁しません。

●問合せ先

民生部住民課



平成28年4月1日から

任意予防接種費用助成制度が変わります!



予防接種名		対象者	助成回数	助成金額（1回あたり）	
				変更前	変更後
おたふくかぜ		1歳から 就学前相当年齢	1回	2,000円	全額
（新規）B型肝炎		1歳未満	3回	—	全額
（新規） ロタ ウイルス	①ロタリックス （1価）	生後6週0日から 24週0日	2回	—	全額
		※4週以上の間隔で2回接種（1回目は生後20週0日までに接種が必要です。） ※1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 ※生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合27日以上あけてください。			
	②ロタテック （5価）	生後6週0日から 32週0日	3回	—	全額
		※4週以上の間隔で3回接種（1回目は生後24週0日まで、2回目は28週0日までに接種が 必要です。） ※1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 ※生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合27日以上あけてください。			
ワクチンには2種類あります。 どちらか1方で規定の回数接種 を完了してください。					
インフルエンザ ※変更なし		65歳未満	1年度毎 13歳未満 2回まで 13歳以上1回	1,000円	

※この制度は、任意予防接種を本人又は保護者が希望し、受ける場合に、経済的負担の軽減を図るものです。法的に任意予防接種を受ける義務はありません。

※乳幼児期は、受ける予防接種の種類が多く、対象年齢から1日でも外れると対象となりませんので、主治医と相談の上、予めスケジュールを立てて計画的に接種を受けてください。

※任意予防接種を希望される方は、医療機関へ直接予約して接種を受けてください。

【申請方法】 接種したあとで、すこやかセンター内保健福祉課へ申請を行ってください。

【持ち物】 医療機関発行の領収書、印鑑、振込先(被接種者又は親権者の名義)の通帳等、母子健康手帳(インフルエンザを除く)

【申請期限】 平成28年4月1日から平成29年3月31日に接種を受けたものは、平成29年3月31日までに申請してください。

●問合せ先 すこやかセンター内保健福祉課

4月2日～8日は 発達障がい啓発週間です

毎年4月2日は、「世界自閉症啓発デー」です。

国においては、この日から1週間を「発達障がい啓発週間」と定め、発達障がいについて、多くの人々に広く知ってもらう機会としています。

発達障がいというのは、人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だったり、興味・行動の偏りや、感覚の問題があったりします。しかし、優れた能力を発揮することもあり、得意なことと苦手なことの差が大きいので周りから理解されにくい障がいです。

周囲の人々が発達障がいを正しく理解して、子どものうちから気づき、その子に合った対応などのサポートをしていくことで、安心感を持って暮らすことができ、将来も個性を大切にしながら自信をもって生き生きと生活することができます。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

発達が気になる お子さんの相談室を開設

発達が気になるお子さんの育児や教育に悩んでいませんか？

ご家族の方や、関係の先生方、療育の仕事に携わっている方で不安や悩みをお持ちの方、佐織特別支援学校の職員がお話を伺わせていただきますのでご相談ください。

次の通り無料面接相談を開催します。相談内容は秘密を厳守します。

●開催日時

4月27日(水)

平成29年3月15日(水)

毎週水曜 午後3時30分

※予約の電話の時に日時を決めます

●開催場所

佐織公民館

●予約開始日

4月20日(水)

●予約受付時間

午前10時～午後5時

(土曜・日曜及び祝日を除く)

※事前に電話でご予約ください

●予約・問合せ先

愛知県立佐織特別支援学校
教育支援部 はあと相談係

☎ 3712061

後期高齢者医療保険料を見直します

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料の改定が行われます。

平成26・27年度の保険料率

所得割率	9.00%
均等割額	45,761円
一人当たりの 平均年額保険料	82,144円



平成28・29年度の保険料率

所得割率	9.54%
均等割額	46,984円
一人当たりの 平均年額保険料	84,035円

●保険料が増加する理由

- ①被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと。
- ②高齢者人口が増加したこと。

●保険料の軽減

所得の低い世帯の方の保険料については、平成28年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の5割軽減、2割軽減の対象を拡大します。

●問合せ先 民生部住民課



2016年4月1日

広報とびしま

平成28年4月から施行される 障害者差別解消法について

障がいのある人は、日常生活でさまざまな不便さを感じています。また、障がいのあることで、障がいのない人と不当に違う扱いを受けるなど、差別を受けている場合もあります。

障がいのある人もない人も、分けへだてられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指して、障害者差別解消法が施行されます。

法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます。

不当な差別的取扱い

障がいがあるということで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど、障がいのない人と違う扱いをすることは、不当な差別的取扱いとなります。

※正当な理由がある場合は、「不当な差別的取扱い」になりませんが、その理由を説明し、理解を得られるように努めなければなりません。

例えば



お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。

例えば



アパートの契約をするとき、障がいがあることを伝え、そのことを理由にアパートを貸してくれなかった。

合理的配慮をしないこと

障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいと求められた時、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることを、合理的配慮といいます。

例えば



災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

例えば



会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

誰もが暮らしやすい社会を目指して

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も民間事業者も禁止されます。合理的配慮の提供は、行政機関は必ず行う必要がありますが、民間事業者は、障がいのある人が困らないようにできるだけ努力をすることになっています。

ただし、合理的配慮をするために、費用や負担が重過ぎる場合などは、他の工夫や、やり方を考えることになります。

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。一般の人が個人的な関係で、障がいのある人と接するような場合などについては、対象にしていません。

しかし、差別をなくすためには、全ての人々が、障がいに対する理解を深めることが必要です。それぞれの立場でこの法律を理解し、誰もが気持ちよく生活できる社会を目指しましょう。

●問合せ先 すこやかセンター内保健福祉課

『計量器の定期検査』 を行います

はかりを取引・証明等に使用する場合は、2年に1回、定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。

該当するはかり等がありましたら受検してください。

●定期検査日時

5月16日(月)

午前10時～正午

午後1時～3時

●定期検査会場

役場西駐車場

※計量士(有資格者)が定期検査日以前1年間以内に検査を行い、県知事にその旨を届け出たはかり等は、当該検査は免除されます。

●問合せ先

開発部経済課



ふん尿等の 適正処理について

無責任な飼い主によって、家の前や公園、道路など犬のふん尿の放置、悪臭、汚れで困っているとの苦情が多く寄せられています。

ふん尿等を適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。

①散歩中に排せつさせる場合

犬のふんは袋等に入れて必ず持ち帰りましょう。

あらかじめビニール袋や市販の専用袋等を用意しておきましょう。

持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。また、犬のマーキングのおしっこはさせないことが大切！

飼い主は犬がしそうなことも立ち止まることなくどんな歩きましよう。

②敷地内(屋内)で排せつさせる場合

近隣の方に悪臭で迷惑を掛けないように速やかに片付けましょう。

また、室内でさせる場合も臭いに気を配りましょう。

特に夏場は窓を開ける機会も多いので要注意！

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が 支給されます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)の請求受付期間が始まっています。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない次の順番による先順位者のご遺族お一人に支給。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫

③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより順番が入れ替わります。

4 右記1～3以外の戦没者等の

三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面25万の5年償還の記名国債

●請求期間

平成30年4月2日まで

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

人権特設相談所のご案内

体罰、不登校など子どもの人権問題、いじめ、女性、障がい者、高齢者等の人権に関する相談を受け付けします。

人権問題に関して悩みや疑問がありましたら秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。相談料は無料です。

●日時

4月12日(火)

午前10時～11時

●開催場所

すこやかセンター内

1階会議室

●相談担当者

津島人権擁護委員協議会

南部地区人権擁護委員

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課



2016年4月1日

広報とびしま

叙勲受章に輝く

去る2月24日(水)、愛知県庁で叙勲の伝達式があり、元飛島村議会議員の前田正則氏(88歳)が、旭日单光章を授賞されました。

氏は、昭和46年4月から村議会議員として3期12年にわたり在職され、常に明確な判断力と卓越した識見をもって積極的な議会活動が続けられ、飛島村の発展に寄与されました。おめでとうございます。



人権作品 コンクールで入賞

第43回人権を理解する作品コンクール(標語の部)において飛島学園の生徒が佳作に選ばれました。

このコンクールは人権尊重の重要性・必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に、名古屋事務局・愛知県人権擁護委員連合会が毎年行っているものです。

●佳作

飛島学園8年(平成27年度)
久野舞子



東日本大震災の県内 避難者に支援米を贈呈

東日本大震災の発生から5年が過ぎましたが、今尚、多くの方々が、避難を余儀なくされ、県内での慣れない環境での生活をされています。

その避難者の方々に、2月25日(木)に飛島村で収穫されたお米を贈呈しました。



叙位・叙勲

正六位瑞宝双光章

元飛島村立飛島小学校校長の故堀内欽之助氏が叙位叙勲を受けられ、3月18日(金)に伝達式が愛知県教育委員会室で行われました。

氏は、昭和27年9月から平成4年3月に飛島小学校を退職するまでの間、永きにわたり教育者として数々の功績を残されました。ここにその報告をさせていただきます。くとともに、ご冥福をお祈りいたします。

ご利用ください 在宅医療サポートセンター

海部医師会では、いくつになっても住み慣れた我が家で、自分らしく生きたいという方々の力になれるよう、在宅医療についての相談窓口を開設しています。

在宅医療に関する情報提供をはじめ、様々な角度から在宅医療をサポートします。

●受付時間

月曜～金曜
午前9時～午後4時

●問合せ先

海部医師会在宅医療サポートセンター
070-1325-8223